

小規模事業者が **商工会の支援を受けて、** **新型コロナウイルス感染防止対策** を行いながら取り組む **販路開拓**に必要な**費用の一部**(※)を補助します。

受付締切

【当日必着】

第3回：2020年8月7日(金) 事業実施期間：～2021年5月31日(月)

第4回：2020年10月2日(金) 事業実施期間：～2021年7月31日(土)

補助上限 150万円

●補助率①A類型:2/3 B・C類型:3/4 +②事業再開枠 10/10

●補助対象経費の1/6以上が以下の経費であることが必要です。

A:サプライチェーンの毀損への対応(調達困難なった部品の製造を始めるなど)

B:非対面型ビジネスモデルへの転換(通販やデリバリー・テイクアウトを始めるなど)

C:テレワーク環境の整備(Web会議システムやクラウドサービスを導入するなど)

●事業再開枠…必要最小限の感染防止対策を行うために必要な費用
 感染防止のために必要な換気のための、換気扇・空気洗浄機
 飛沫対策のためのアクリル板・透明ビニールシート・フロアマーカー 他








※①コロナ特別対応型 100万円

②事業再開枠 50万円(①の申請額以内)

※共同申請の場合は、連携する小規模事業者数により異なります。



販路開拓につながる様々な取組みに活用できます！

チラシ配布・HP制作 	新商品開発 	店舗改装 
各種広告媒体の活用 	商品パッケージ・包装デザインの一新	
新規機械装置等の購入 	ネット販売のためのサイト作成	

- ◇特例として、2020年2月18日以降(事業再開枠は5月14日以降)に発生した経費が補助対象経費として認められます。
- ◇売上が20%以上減少した小規模事業者が希望する場合、概算払(交付決定額の50%)を受けることができます。(共同申請・電子申請以外で市町による証明書が必要です)
- ◇指定された特例事業者(屋内運動施設等、クラスター対策が特に必要とされる指定業種)は、補助上限額を50万円上乘せができます。(コロナ特別対応型か事業再開枠かに配分できます)

対象事業者

会社および個人事業主であり常時使用する従業員の数が一定以下の商工業者



商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員数の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員数の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員数の数	20人以下

補助金の採否については事業の有効性などの観点から審査があります。申請の際は、最寄りの商工会による支援機関確認書が必要となります。商工会に、補助金申請に必要な書類をお持ちいただき、支援機関確認書の交付を受け、提出してください。(締切までに十分な余裕をもって、お早目にお越しください)

まずは最寄りの商工会にご相談ください！



浜名商工会 TEL: 053-592-3111

URL: <<http://www.hamana.net>> (公募のお知らせ)